

# 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

1. 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の概要
2. 客観性及び比較可能性を確保するために見直しを行ったもの
3. 平成28年度調査における前回調査からの見直し

# 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

## 調査の主旨

児童生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくもの

## 調査の概要

調査の種類

➤ 一般統計

報告者数

【平成28年度調査（平成29年度実施）】  
報告者数 38,872  
内訳  
都道府県教育委員会 47  
市区町村教育委員会 1,808  
国公立小学校 20,335  
国公立中学校 10,478  
国公立高等学校 5,081  
国公立特別支援学校 1,123  
（\* 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む）

調査事項

- 【平成28年度調査（平成29年度実施）】
- ①小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況
  - ②小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等
  - ③小学校及び中学校における長期欠席の状況等
  - ④高等学校における長期欠席の状況等
  - ⑤高等学校における中途退学者数等の状況
  - ⑥小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況
  - ⑦出席停止の措置の状況
  - ⑧教育相談の状況

調査組織

文部科学省 — 都道府県 — 市区町村 — 学校 等

結果公表

- 速報値 ⇒ 調査年の10月頃に公表（平成27年度調査実績）
- 確定値 ⇒ 調査翌年の2月頃に公表（平成27年度調査実績）

## 客観性及び比較可能性を確保するために見直しを行ったもの

### 平成26年度調査（調査実施年度：平成27年度）

- 公表方法を見直し（新たに公表を行ったもの）
  - ・都道府県別教育委員会が設置する「教育支援センター（適応指導教室）」の状況
  - ・事由別中途退学者数の「国公立別」・「課程別」
  - ・都道府県別 都道府県・指定都市における教育相談機関及び教育相談員数

### 平成27年度調査（調査実施年度：平成26年度）

- 公表方法を見直し（新たに公表を行ったもの）
  - ・暴力行為の「都道府県別校種別暴力行為発生件数」
  - ・出席停止の「学年別・男女別件数」

# 客観性及び比較可能性を確保するために見直しを行ったもの

## 1. いじめ重大事態の調査項目における計上基準を分かりやすい表現に改める

### いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

・「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」について、平成28年度末に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に平成29年度になったものは、「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」は、「※重大事態の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数」とすること。



・「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」について、平成28年度末に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に平成29年度になったものは、「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」は、「※重大事態の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数」とすること。

「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査（再調査）を行った件数」については、「平成28年度に再調査したもの」を計上する。なお、平成28年度末において調査中のものも含める。（平成28年度に発生した重大事態を計上することとしているが、再調査の性格上、重大事態として計上された年度にかかわらず、再調査が行われた年度で計上する。）

# 平成28年度調査における前回調査からの見直し

## 2. 不登校について詳しく分析を行えるよう調査項目を見直す

### 不登校児童生徒にかかる相談・指導等を受けた学校内外の機関等について

#### 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

		区 分	小 学 校	中 学 校	計
学 校 外	(1)	①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数			0
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数			0
		(b) (a)の措置を採った学校数(実数)			0
		(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数			0

- ・ (注1) 「1. 長期欠席者の状況」の「不登校」児童生徒について、上記の区分に従って記入する。  
①～⑦, ⑧, ⑨の区分は複数回答を可とする。



#### 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

5. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等 (単位: 人 (a)においては「人」 (b)においては「校」 (c)においては「人」)

		区 分	小 学 校		中 学 校		計	
				*		*		*
(1)	①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数					0	0
		(b) (a)の措置を採った学校数(実数)					0	0
		(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0
								0

- ・ (注1) 「1. 長期欠席者の状況」の「不登校」児童生徒について、上記の区分に従って記入する。  
①～⑦, ⑧, ⑨の区分は複数回答を可とする。**\*の欄は、各回答の内数として、「不登校のうち、90日以上欠席している者」について計上すること。**